

河内と和泉の人々が使った「お札」

吉田 昭二

江戸時代の正式通貨は小判・分金類の「金貨」、丁銀、分銀類の「銀貨」、そして寛永通宝の「銅貨」の「三貨」であります。

その「三貨」以外にも通用地域が限定された「お札」があった事も良く知られています。それらは藩が発行すれば「藩札」、宮家が出せば「宮家札」、寺社ならば「寺社札」、商人や私人が出せば「私札」と呼びますが、藩や旗本が発行するもの以外を総称して「私札」と古銭収集家は呼んでいます。

「お札」の起源は可成り古くて伊勢の山田や宇治では慶長年間に発行されたらしく、摂津・江戸堀では元和年間のものが残っているのです。当時は「端書^{はがき}」と言われるように商取引きの際の端数の精算の書き付け証文とする見方もあります。

藩札では現品と記録共に現存する越前・福井藩の寛文元（一六六

一）年札が最初とされており、以降「藩札」「私札」は全国各地で明治の初めまで発行されています。

さて、河内・和泉で発行されたものを見ますと、丹南藩・狭山藩・岸和田藩に伯太藩、旗本では富田林の甲斐庄喜右衛門、堺の今井帯刀が各種を発行し、伊勢・神戸藩が河内長野の飛地で発行したものも存在しています。一方「私札」の方といえば、木地屋筒井氏の「夕雲開」札が元和年間に出され、真蓮寺・壺井八幡宮・浅香宮等々まことにその種類も多くを数えますので、それらの収集に情熱を注ぐコレクターがおられます。

これらの札の種類や使用地域を見て参りますれば、興味深い世界が広がると思われまますので、機会がありますれば親しく現品を御覧戴きたいものです。

そこで今回は、河・泉の人々が実際に使ったであろう札の中で、発行元が都の宮家とお寺という一寸変わったものを紹介します。

京都と河・泉とは古くから深い繋がりがあるのでしようが、果して札遣いの面でのような関係があったものか深く研究した人を聞いておらず、筆者自身も記録されているものや収集家の先人よりお聞きしたり、見せてもらったものを単に集めているだけです。本稿が皆々様にどのように役に立つものか不安ではありますが、図版を御覧戴くだけでも一興と考えました。

それでは五枚の古札を紹介いたします。

一 御室御所札

京都右京区にあります桜で有名な御室仁和寺（寺領一、五〇二石）が慶応二（一八六六）年に発行したもので、河内・和泉で通用しました。

額面は銀三匁・二匁（図示）・一匁の三種であり、明治になって銀表示を銭表示に変更したものが現存しています。

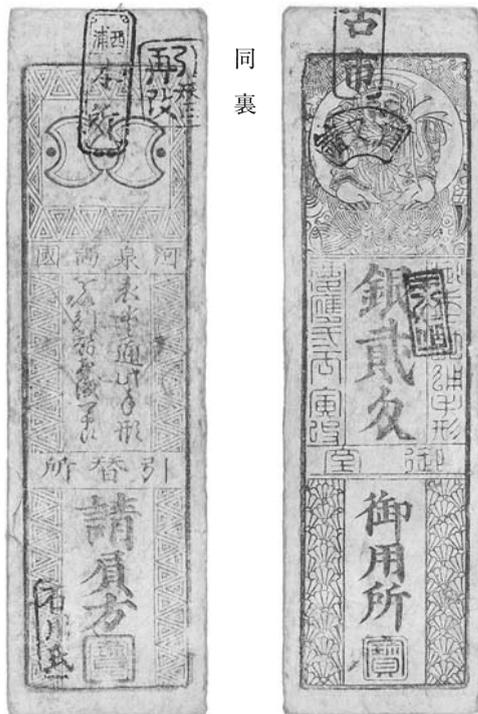
表上段に大黒天、中段が額面と発行年、下段に発行元が御室御所である事を宣し、裏面は銀二匁を現す分銅が二個、中段に通用地河泉兩國を記して「表出之通此手形を以引替相渡可申候」とあり、下段には引替所は請負方だとしています。

表中段左柱に「御米下融通手形」とありますから、寺領地の米を担保として発行したものと思われれます。

裏下段の「引替所 請負方」というのは、仁和寺が直接管理しているのではなく、誰かに引き受けさせているはず。それがどうやら右側に捺されている「石川氏」らしいのです。

(一) 山城御室御所 銀貳匁札 慶応二年

同裏



分量 4.1cm×15.3cm

この石川氏というのは常陸国下館藩二万石の石川氏であると見えます。同藩の飛地が河内白木にありますし、そこでは文政十一年に松倉伴吾等四名の掛屋引き受けの元に銀一匁札（後に銭五百文・百文も発行）を発行しています。お寺さんの札の裏書きにお大名が当たっているわけですから、もつと調べれば何か面白い発見があるはず。

図示しました札の表・裏に捺されている小印（押掛印と呼びます）をご覧ください。「古市」「酒又請」「不明篆印」「引替再改」「西浦本

所」と色々捺されていますが、これらの印は今で申せば手形の裏書きにも当るものだと思います。通貨として表記額面を保証し、これを手にした人（商取引の決済で渡された）は、何時でもその捺した人の所へ持参すれば同等の銀貨に交換出来るといっているわけです。

札自体に多くの判子が捺してあるのは、良く流通した、信用があつたから多くの人によって引き請けられたという証明になるわけです。

いずれにしましても、御室の札は大量に発行されたものらしくて残存も多く、又、捺されている押掛印も多岐に亘っていますから、その発見・入手に腐心しているのです。

二 嵯峨御所札

京都嵯峨大覚寺が慶応二年に河・泉両国で通用させる為に発行したものの。

額面は銀参匁・二匁（掲図）・一匁・七分・五分とがあまりして、明治になって百文・五十文のものが発行されています。

請負方は、「河州野 大喜多桶三郎」とありますから、大覚寺自体が版木の製作から発行までを大喜多という商人に全て任せていたのではないのでしょうか。そして札発行による収益をお寺に上納させていたのではないのでしょうか。

裏面中段左柱に「御用材買入手形」とある所をご注目下さい。幕府の寺社奉行は各社寺の保護とその取り締りを行っていましたが、寺社での社殿・本堂等々の日々の補修、火事や地震による修覆に対して多

額の資金出費が頭痛の種だったはずですよ。そんな折に自分の所でその工面をさせる為に、富興行や勧進の申し出があれば、裁可した事でしょう。そしてその延長線上に札発行もあるわけです。実際「御本堂修復御用材買入手形」（京都六条御殿・西本願寺）と記された札がありますから、提示している札もこれに当るものだと思います。

いくら豪商であつても札を発行するとなれば、幕府や藩に願ひ出なければなりません。その認可までには多くの日数と費用が入用となります。そこにお寺さんが出現します。寺ならば先に記した通り天災・人災の修覆等の名目で札発行の御免（官許）が得易いのですから、両者共同の利益を図られたのではないのでしょうか。

（二）山城嵯峨御所 銀貳匁札 慶応二年



同裏



法量 3.9cm × 15.5cm

札図には表面に想像上のものでたい麒麟を描いています。札図というのは、恵比須・大黒の七福神や宝尽くし、米俵等々が多いのですが、この麒麟図は一寸少ないものです。裏図の上段には、銀二匁を示す宝珠が二個、その回りを百足が囲んでいます。今の人にすれば、ムカデは害虫で嫌われものの代表格でしょうが、毘沙門天のお使いで、足の多い所から「お足（お金の事）」が沢山ある、人が沢山動く事を意味するから、札図の中にあるのだと先輩からお聞きしています。そういうえば、「ムカデ屋」という屋号の旅籠がありました。

表・裏の「卯」と「坪」は引請人の押掛印です。

三 竹内御殿札

従四位治部大輔、御領は百七十石、お屋敷は京都御所西北、今に残る冷泉家の二軒西隣で今出川烏丸角に当ります。

慶応二年に銀三匁と一匁（掲図）の二種の額面札を発行していますから、宮家の屋敷普請（？）の用材購入の為に銀手形を発行して、資金を得たいとお上へ申請し許可を受けたものではないでしょうか。

引請所として「大県村所役人」「森行玄三郎」「堺屋佐兵衛」「森本幸右衛門」「大ヶ塚組」「喜志組」そして図示しています平尾の酢屋徳兵衛等が現存しています。

単に御用材購入だけの為に発行したのではなく、それら判明している有力者に名義を貸して共に利益を求めたのではないのでしょうか。

蛇足ですが、筆者の知人に藤井寺に森行さんという方がおられます。

(三) 山城・竹内御殿 銀壹匁札 慶応二年



同裏



法量 3.9cm×15.8cm

す。以前、この札の裏書き人「森行玄三郎」の事をお聞きしましたところ、曾祖父だとの事、天台宗一乗寺の曼珠院に関係のある御典医だったそうです。

その札は記念にと呈上したわけですが、古札を集めておりすと、この様な話が稀には聞けます。地域に根差している事が実感として伝わってくるわけです。

四 一條殿札

京都御所乾御門に屋敷のあった右大臣実良公二、四〇四石の札であります。

(四) 山城・一條殿 銀壹匁 慶応三年



同裏



法量 3.7cm×15.5cm

実はこの一匁札は、実際に発行されたものではなく見本札ではないかと思っております。

先に紹介しました御室御所、嵯峨御所と同じく、河・泉両国で使用すべく準備したものだと思われませんが、現在この一品だけが知られており、札自体の製作から判断して見本摺りだと見ているわけです。

この札も慶応年間のもので、幕末でいずこも手元不如意、その立て直しや、幕府の威令低下のドサクサに紛れての発行との見方も出来るかもしれませんが。

表面に弁財天、裏面に御幣という図柄ですから正式にこれが発行されておれば、面白いものだったのにと残念でなりません。

表裏の枠外に押掛印の如き朱の小印がありますが、これは明治・大正頃に京都で活躍した古銭蒐集家の淳風堂松井時三の雅印なのです。コレクターとして、この一條殿札の稀少性を認めていたと思うのです。私自身もこのものの入手には、先の収蔵者に対して熱情を伝えて我が陋屋にお越し願ったわけで、他所では見られないものを、ここに提示出来るのは幸せな事でありませぬ。

五 一條河原殿札

この札は江戸上野寛永寺(天台宗一万三千石)に所付している郭外宮門跡・日光輪王寺宮札であります。表下段にある『河原御殿』というのは、京都御所の中で『河原衆』という集団があつたそうですから、この札の出自は山城という事で分類しています。

種類はこの銀一匁だけらしく、他の額面を知りませぬ。

御存知の通り、幕末の上野の彰義隊と輪王寺宮のお姿は多くの史書や小説によって広く伝えられています、その宮様に関係する札が存在するのは楽しいではありませんか。

裏面の『御備金御手形』という字句を見る時、関係は無いのでしようが、後年の国事に重ねてみたくなるのです。

以上、山城と河内・和泉そして江戸という政事、商業の中心地を結ぶ生き証人として、これらの古札が存在している、それを御覧戴けた事を古銭蒐集家として嬉しく思っています。

(五) 山城・一条河原御殿 銀壹匁札 慶応五年



同裏



法量 3.9cm×16.4cm

注札の印刷には主に桜材の版木を用います。(司馬江漢や松田玄斎の銅板もあり)

現存の版木を見ますと表・裏それぞれ三分割に分かれており印刷の折にそれらを組み合わせるのです。

どうやら版木は一人で保管するのではなく、複数の人物が持ち、印刷の際に持ち寄ったらしいのです。本物の版木を使った偽物の発行を予防したとも思えるわけです。

版木は可成り高価なものだったでしょう。その価格を記録したのを知りませんが、彫り師は京都・大阪に集中しており、見本帖や版木を見ますと、芸術品というべき見事なものであります。

その使う紙も吟味したもので、摂津名塩や越前今庄の紙は有名であり

ますが、各地には素晴らしいものがあつたのでしよう。